

指定障害者支援施設つかわき 利用契約書

(令和5年7月1日適用)

..... (以下「利用者」という。)と社会福祉法人つぼみの会
障害者支援施設つかわき (以下「施設」という。)は、施設を利用する利用者に対して提供
する指定障害者支援施設事業について、次のとおり契約します。

(契約の目的)

第1条 この契約は、利用者が可能な限りその地域における生活に移行できることを念頭に
置いて、施設が利用者に対し、日常生活上の支援、日中活動支援、夜間生活上の支援等
を行うことにより利用者が、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよ
うにすることを目的として、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法
律 (障害者総合支援法) 第5条に規定される障害者支援施設事業について定めます。

(利用する施設障害福祉サービス)

第2条 利用する施設障害福祉サービスは次のとおりです。(□にレ印で表示)

生活介護サービス 施設入所支援サービス 短期入所事業サービス

(障害者支援施設事業の内容)

第3条 施設は、別紙「重要事項説明書」に定めるサービスを提供します。

- 2 サービスの提供は、施設の生活支援員等の従業者があたります。
- 3 施設は、利用者の障害程度並びに希望に応じて、利用者サービスを提供します。
- 4 施設は、日常生活上の支援や日中活動支援や夜間生活支援にあたっては、利用者の自立
の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な計画と支援方法をもって行います。
- 5 施設は、利用者の食事に関し、利用者の栄養、身体状況及び嗜好を考慮するとともに適
切な時間に食事を提供します。
- 6 施設は、サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護す
るため緊急やむを得ない場合を除き、利用者の行動を制限する行為を行いません。

(契約期間)

第4条 この契約期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日
までです。

但し、契約期間満了日以前に利用者が障害支援区分の変更を受け、支給有効期間の満了
日が更新された場合には、変更後の有効期間の満了日をもって契約期間の満了日としま
す。

また、それ以降の契約期間満了に伴う更新についても同様とします。

(サービス計画)

第5条 施設は、次に掲げる事項を、施設のサービス管理責任者に担当させます。

- 2 利用者について解決すべき課題を把握し、利用者及び保護者の意向を踏まえて提供する
サービスの目標及びサービスの内容、サービスを提供する上での留意点を盛り込んだサー
ビス計画を作成します。

- 3 サービス計画は、別紙「個別支援計画書」に定めるとおりとします。
- 4 サービス管理責任者は、サービス計画作成後においても、サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、ニーズを見直し、6ヶ月に1回、若しくは利用者の要請に応じてサービス計画の変更を行います。
- 5 サービス管理責任者は、サービス計画を作成または変更したときは、利用者または保護者にサービス計画の内容を説明し、同意を得ます。

(相談及び支援)

第6条 施設は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者または保護者の相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の支援を行います。

(健康管理)

第7条 施設は、常に利用者の健康に留意するとともに、健康保持のために適切な措置を講じます。

(入院期間中等の取扱い)

第8条 施設は、利用者が医療機関等に入院する必要がある場合等であって、入院後概ね3ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、利用者および保護者の希望等を勘案し、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当事業所を円滑に利用できるようにします。

(利用終了時の支援)

- 第9条 施設は、契約が終了し、利用者が当事業所の利用を終了する際は、利用者及び保護者の希望、利用者が終了後に置かれることとなる環境等を考慮し、利用者の円滑な利用終了のために必要な支援を行います。
- 2 施設は、当事業所サービスの提供の終了（解約の場合も含みます。）に際し、終了の旨をサービス受給決定市町村に連絡します。

(緊急時の援助)

- 第10条 施設は、利用者に病状の急変を生じた場合、その他必要な場合は、速やかに近隣の医療機関または利用者の指定する医療機関での診療を依頼します。
- 2 前1項のほか、当施設利用中に利用者の心身の状態が変化した場合は、利用者が指定する緊急の連絡先に連絡します。

(守秘義務)

- 第11条 施設は、正当な理由がない限り、その業務上知り得た利用者または保護者の秘密を保持する義務を負います。
- 2 施設は、従業者が退職後、正当な理由がなく在職中に知り得た利用者または保護者に関する秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。

(利用料金)

- 第12条 利用者は、サービスの対価として市町村が定める自立支援給付費、利用者負担額、事業所で定める日常生活費の月ごとの合計金額を施設に支払います。ただし、自立支援給付費については、利用者に代わり市町村より代理受領します。
- 2 施設は、利用者が希望する特別なサービスに要する費用の支払いを利用者に請求できません。

3 施設は、サービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ます。

(利用料金の支払い方法等)

第13条 利用者は、サービスの提供の対価として、別紙「重要事項説明書」に定める利用料金の合計金額を月ごとに支払います。

- 2 施設は、当月の利用料金合計額の請求書を翌月10日までに利用者へ通知します。
- 3 利用者は、当月の利用料金の合計額を翌月20日までに支払います。支払方法については、利用開始時に協議して決定します。
- 4 施設は、利用者から利用料金の支払を受けたときは、利用者へ領収証を発行します。但し、銀行振り込みの場合は、振込書を領収書とみなしますが、必要に応じて領収書も発行します。

(契約の終了)

第14条 利用者は、30日以上予告期間において文書で施設へ通知することにより、この契約を解除することができます。但し、次の事由に該当する場合には、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解除することができます。

- ①施設が正当な理由なくサービスを提供しないとき。
 - ②施設が守秘義務に違反したとき。
 - ③施設が社会通念に逸脱する行為を行ったとき。
- 2 施設は、やむを得ない事情がある場合には、利用者に対し、30日間の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約の解除を協議することができます。但し、次の事由に該当する場合には、文書で通知することにより、直ちにこの契約の解除を協議することができます。
- ①利用者が施設に支払うべきサービスの利用料金を2ヶ月以上滞納し、期限を定めて再催告したにもかかわらず、その期限までにサービス利用料金の支払いがないとき。
 - ②利用者が医療機関に入院し、明らかに3ヶ月以内に退院できる見込みがない場合、または入院後3ヶ月経過しても退院できないことが明らかになった場合。
 - ③利用者がこの契約を継続しがたいほどの背信行為を行ったと認めるとき。
 - ④天災、災害、その他やむを得ない理由により当事業所を利用させることが困難な場合。
- 3 利用者が死亡した場合。

(損害賠償)

第15条 施設は、サービスの提供により事故が発生した場合は、県、関係市町村、保護者に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

- 2 施設は、サービスを提供する上で、事業者の責に帰すべき事由により利用者へ損害を与えた場合には、その損害を速やかに賠償する義務を負います。

(情報の保存)

第16条 施設は、利用者に対するサービスの提供に関する書類等を整備し、この契約終了後5年間保存します。

- 2 利用者は、施設にて当該利用者に関するサービスの記録を閲覧できます。
- 3 利用者は、当該利用者に関するサービス記録の複写物の交付を受けることができます。但し、複写に関しては、施設は利用者に対して実費相当額を請求できるものとします。

(苦情解決)

第17条 利用者または保護者は、施設が提供した施設サービスに関する苦情がある場合は、いつでも別紙「重要事項説明書」に記載されている苦情相談担当窓口へ苦情を申し立

てることができます。施設は、苦情が申し立てられたときは、速やかに事実関係を調査し、その結果、改善の必要の有無及びその方法について、利用者または保護者に文書で報告します。

(身元引受人)

第18条 施設は、利用者に対し、身元引受人を求めることがあります。但し、利用者に身元引受人をたてることができない相当の理由が認められる場合は、その限りではありません。

2 身元引受人は、次の各号の責任を負います。

- ①利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように施設に協力すること。
- ②契約解除または契約終了の場合、施設と連携して利用者の状態に見合った適切な受け入れ先確保に努めること。
- ③利用者が死亡した場合の遺体の引き取り、遺留金品の処理その他必要な措置。

(その他)

第19条 この契約に定めのない事項については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）その他の関係法令に従い、利用者・保護者・施設が信義に従い協議して決定します。

上記の契約の成立を証するために、この契約書2通を作成し、利用者及び施設が記名押印の上、各自その1通を保持します。

令和 年 月 日

利用者 住所

氏名 印

家族 住所

氏名 印

事業所 鹿児島県霧島市国分上之段2287番地1
社会福祉法人つぼみの会
障害者支援施設つかわき
理事長 北郷利美